

村県民税・国民健康保険税・所得税 確定申告が始まります。

2月16日(月)～3月16日(月)まで

■平成27年1月1日現在、村内に住所のある人で平成26年中に営業、農業、その他の事業（内職・外交など）、不動産、配当、年金、生命保険料（満期）、国・県・村に収用などの所得がある人、または、収

確定申告の時期がやってきました。申告をしなければならない人は、次のページに各地区指定を掲載していますので、午前中においでください。

初めて住宅借入金特別控除を受ける人や、山林所得・配当所得・株式譲渡のある人また、同時に贈与税の申告をされる人は税務署をご利用ください。所得の確定申告書を税務署に提出された人は、住民税申告の必要はありません。

■村県民税の申告をしなければならない人

①平成26年中に退職した人
②日雇、パート、アルバイトなどの収入がある人
③勤務先などから、村に給与支払報告書が提出されていない人
④2カ所以上の事業所から給与の支払いを受けている人
⑤給与所得以外に所得のある人

*所得税の申告では給与所得以外の所得が20万円以下の場合は申告する必要はありませんが、住民税・国民健康保険税では所得の多少にかかわらず申告する必要があります。

⑥給与所得のみの人で、医療費控除などを受ける人
■所得税から住宅ローン控除額

確定申告の時期がやってきました。申告をしなければならない人は、次のページに各地区指定を掲載していますので、午前中においでください。

初めて住宅借入金特別控除を受ける人や、山林所得・配当所得・株式譲渡のある人また、同時に贈与税の申告をされる人は税務署をご利用ください。所得の確定申告書を税務署に提出された人は、住民税申告の必要はありません。

【対象となる人】
①平成11年1月1日から平成18年12月31日までに新築・増改築して入居した人
②平成21年1月1日から平成29年12月31日までに新築・増改築して入居した人

■控除を受けるための手続き】
①所得税の住宅借入金特別控除を受けられる初年度は、税務署にて確定申告を受けてください。2年目以降は年末調整や確定申告の際、申告されると、住民税住宅ローン控除が適用されます。

②給与所得者で年末調整を受けた人の場合、源泉徴収票の摘要欄に「住宅借入金等特別控除可能額」と「居住年月日」が記載されている人は、確定申告の必要はありません。

【注意】
平成19年と平成20年に入居された人は、住民税住宅ローン控除を受けることはできません！

■平成27年1月1日現在、村内に住所のある公的年金者で次に該当する人

③社会保険料【国民健康保険税・後期高齢保険料・農業者年金・国民年金・介護保険料・生命保険料・地震保険料（ケガの保険の損害控除は廃止）】の支払い報告書が提出されていな

い人や、生命保険料控除・医療費控除・社会保険料控除などの所得控除を受ける人で、国民健康保険に加入されないと、所得税の確定申告や村県民税の申告をされていない人

■遺族年金・障害年金や恩給などを受給している人

①給与所得がある人は源泉徴収票（勤務先からもうつしてください）
②年金受給者は公的年金の源泉徴収票

【対象となる人】
①平成11年1月1日から平成18年12月31日までに新築・増改築して入居した人
②平成21年1月1日から平成29年12月31日までに新築・増改築して入居した人

■控除を受けるための手続き】
①所得税の住宅借入金特別控除を受けられる初年度は、税務署にて確定申告を受けてください。2年目以降は年末調整や確定申告の際、申告されると、住民税住宅ローン控除が適用されます。

②給与所得者で年末調整を受けた人の場合、源泉徴収票の摘要欄に「住宅借入金等特別控除可能額」と「居住年月日」が記載されている人は、確定申告の必要はありません。

【注意】
平成19年と平成20年に入居された人は、住民税住宅ローン控除を受けることはできません！

■平成27年1月1日現在、村内に住所のある公的年金者で次に該当する人

③社会保険料【国民健康保険税・後期高齢保険料・農業者年金・国民年金・介護保険料・生命保険料・地震保険料（ケガの保険の損害控除は廃止）】の支払い証明書

い人や、生命保険料控除・医療費控除・社会保険料控除などの所得控除を受ける人で、国民健康保険に加入されないと、所得税の確定申告や村県民税の申告をされていない人で、所得税の確定申告や村県民税の申告をされていない人

■障害者控除を受ける際は、身体障害者手帳・療育手帳・精神保健福祉手帳

⑦税務署から申告書が送付されている人はその申告書に記載されています。

⑧印鑑（所得税の納税・還付などに利用される金融機関の口座と届印）

⑨e-TAX（電子申告）をされた利用者識別番号の通知書・住基カード（公的認証済）

※所得税の確定申告書を税務署に提出された人は、住民税申告の必要はありません。

（問い合わせ）
阿蘇税務署
TEL 0967(22)0551
役場 税務課
TEL (62)9181
（代表）